

中京工業地帯と工業用地問題 (下)

高度経済成長期における工業立地とそれをめぐる社会経済的諸問題

杉野 暁 明

(一)

昭和三五年末に経済成長率七・八%という国民所得倍增計画が閣議で決定され、また昭和三七年五月には新産都市建設促進法が公布されるという、いわば日本資本主義の高度経済成長期の出発点において、愛知県、とりわけ名古屋市を中心とする中京工業地帯の工業用地造成計画は着々と進み、その実績にもとづきつつ、さらなる工業用地の造成を国家的工業立地政策の展開として位置づけつつ、その進行をいっそう速めていくのである。こうした状況を背景として、いち早く中京工業地帯の発展計画を発表したのは中部経済連合会であった。

中部経済連合会は、昭和三六年四月、さきの『中部経済五カ年計画』(昭和三年)をふまえつつ、『中部経済一〇ヶ年計画』(昭和三六―四五五年)を策定発表するが、その中では、特に中部圏を日本の均衡地域として位置づけ、そのためには「産業の合理的配置の設計およびその合理的連絡の設計方式である集中的分散方式による経済計画をたてる¹⁾ことが必要」¹⁾だとしている。つまり、中部圏に工業を集中的に立地させ、京浜および阪神における工業

を分散させるということを主張するのである。そしてこの経済計画の内容とかがわかって中京工業地帯としては、「製法工業出荷額は四五年には、五兆八、四二一億円となり、三四年基準の三・九九倍になる。」⁽²⁾ということをも基礎として、エネルギー需要三・五倍、労働力需要一・九八倍、陸上輸送量二・九七倍、海上輸送量三・五二倍、そして工業用地需要は二億六、九四六万平方メートルで三・六二倍、工業用水需要は、日産一、四三万トンで三三年を基準として五・三〇倍の増加を見込むものであった。⁽³⁾

ところで注目すべきは、さきの『中部経済五カ年計画』ではふれられていなかった工業用地需要の問題が、この『一〇カ年計画』では新しく提起されているということである。このことは、昭和三六年という高度経済成長期の出発時点において、工業用地問題が独占資本の蓄積障害となりはじめていることを示唆するものである。

この『一〇カ年計画』では、「工業用地については、開発公社および団地方式を活用して造成することにより、比較的低廉な用地を確保して工場の適当な分散配置を強力に推進する必要がある。」⁽⁴⁾(傍点・杉野)と述べられており、ここには独占資本の赤裸な要求がいみじくも露呈しているのである。もはや低廉な工業用地を確保するために、『中京工業圏確立に関する勧告』にみられたような、小細工を弄した論理の展開はない。ここにあるのは、国民所得倍增計画に照応した工業開発計画であり、そのための工業用地造成政策の展開である。こうした工業開発への熱狂的な状況は、東海製鉄の立地という現実の問題とも関連しながら、たんに中部経済連合会だけでなく、愛知県や名古屋市においても積極的に展開されていくのである。

昭和三七年一月、名古屋市は『名古屋将来計画基本要綱』を発表するが、その中では名古屋市が「今後更に大きな産業投資を受け入れるに足る産業立地条件に恵まれている」⁽⁵⁾と判断し、それらの諸条件を次のように列挙し

ている。それらを概述しておこう。⁽⁶⁾

(1) 地理的条件に恵まれている。

本邦の中枢部にあり、南に名古屋港を擁し、その背後地は肥沃な濃尾平野を控え、風水害禍防止対策と施設の整備充実に努めている。

(2) 産業造成地に恵まれている。

地帯別埋立造成費は坪あたり、三、五四一円で中部地域の造成費が最も安価である。⁽⁷⁾ 南部臨海工業地帯では第一区から第四区まで一、九五〇万平方メートル、また西部臨海地帯（第一区、第五区）の一、六五〇万平方メートル、荒子川地区の区画整理九〇〇万平方メートルや天白川工業地帯（七五九万平方メートル）の開発計画もされている。これが完成すると日本でもっとも高度化した重化学工業地帯になる。⁽⁸⁾

(3) 工業用水に恵まれている。

昭和三五年五月に工業用水法の適用地域に指定され、南部工業地帯に専用工業用水道を敷設する計画があり、堀川以東は愛知県営工業用水道の建設工事が進められ、堀川以西は名古屋市工業用水道が昭和三六年二月に竣工、荒子川地域は工業単用水供給計画があり、工業用水の不安はない。

(4) 電力に恵まれている。

中部山岳地帯は全国の開発水力の四〇％が集中する豊かな水力発電地帯である。さらに近年、最新鋭火力発電所が次々完成し、中部電力を中心に電力の供給は豊富である。

(5) 地盤沈下が顕著でない。

名古屋地方の地盤沈下は昭和六年から昭和三〇年の間に海部郡などで三〇センチ近く、清州町附近で二〇センチ、一宮市一四センチ、中仙道に沿う濃尾平野北部で一〜一六センチの沈下が認められるが、東京七二センチ（昭和五〜三四年）、川崎市六一センチ（昭和六〜二九年）、尼崎市六二センチ（昭和八〜二九年）など他の工業都市に比較すると、名古屋市の地盤沈下現象は著しいものではない。今後は工業用水道の建設をしていくので、他地域における地盤沈下の悩みはなくなるであろう。

(6) その他の立地条件について。

大消費地を擁していること、交通が発達し港湾機能が充実されつつあること、大企業を尖端にして厚味のある生産活動が可能、産業パラエティーが豊富で企業間相互によるコンビナート化も容易である。

「大消費地をひかえている」という一文を別とすれば、ここで述べられている工業立地条件としてはきわめて生産力的な視角に立脚したものでしかないが、それでも社会的に問題化してきた「地盤沈下」の検討が入っていることに注目しなければならない。とはいえ、ここでわれわれが問題にしている工業用地それ自体については、工業用地造成費の高騰と、それが主として漁業補償費に起因するという指摘がなされている。この漁業補償の問題は埋立造成に必然的にもなう社会問題として全国的にクローズ・アップされてきたということに留意しておかねばならない。すなわち、この地盤沈下をはじめとする公害問題の発生をめぐる社会的諸問題を抜きにしては、もはや独占資本といえども、その工業立地を独占的かつ無政府的に展開することが、次第に困難になりつつあるという事態がここで示されているのである。

商品生産にもとづく独占利潤の追求のためには規模の優位性を生かした巨大な工業用地の造成が必要であるが、

この巨大な工業用地を独断的・無政府的に造成する結果、漁業補償や公害問題をはじめ、労働力の地域的集中に伴う住宅難、水不足などといった社会的諸問題を惹起せしめ、あらたな工業用地の造成をいっそう困難にするという矛盾に当面することになるのである。この困難をどう切り抜けていくかという問題は、もはや個別独占資本の経済的な力だけでは如何ともすることのできない状況にあるので、ここに地方公共団体の、それも狭い限られた地域においてだけでなく、この問題をかかえている地域に隣接する諸地方公共団体を包摂する広域的な行財政力を利用することによって解決をはかっていくという独占資本の論理が生まれてくるのである。

名古屋市が昭和三七年に、名古屋地域における産業立地条件の卓越性を宣伝し、かつ「わが国においてもっとも高度化した重化学工業地帯」の建設を目指したことは、独占資本にとっては、まさしくその蓄積隘路を打開すべき救援の手をさし伸べる結果となったのである。しかし、独占資本は、地理的条件、豊富な工業用水や電力、あるいは広大な工業用地といった生産立地条件がすぐれていても、それだけで工業立地をすぐさま行なうわけではない。独占資本も資本であるかぎり、私的諸経費（投資）の節約（軽減化と効率化を内容とする）という経済的視点は当然のことながらもつとして、さらに工業立地にもなって必然的に生じてくる地域的な社会経済問題の解決のために、地方公共団体の行財政力をどこまで利用できるかという視点を強くもっているのである。つまり、この後者のような立地要因もまた現代における工業立地条件の一つとして大きな比重をもっているのである。ここで指摘しておきたいのは、現実における独占資本の工業立地にさいして、愛知県なり、名古屋市がどのような行財政を行うかという点が具体的に少しも明らかにされていないということである。すなわち私的大企業の立地にさいして、用地譲渡価格や工業用水価格をいかに安くするか、輸送および原燃料確保などについてどのよ

うな便宜をはかるか、建設資金および運転資金などにたいする援助、固定資産税をはじめ諸課税にたいする免除や減免、さらには住宅や保育所なども含む低賃金労働力および一定の市場の確保といった私的諸経費の節約に関する諸施策はもとより、漁業補償や公害対策へのあっせんやとりくみなどまでも包括した地方公共団体の仕事(独占資本にたいする援助)が具体的に明らかにされていないということである。この点を明らかにしないのは、まさしくそれが独占資本の利益と直接的に関連しているからである。たしかに企業誘致条件などでは、独占資本に対する一定の優遇措置が記されているけれども、用地価格、用水価格などは個別的に決定され、その他の付帯事項(道路取り付け、水道管の引き込みなど)は全く個別的折衝の結果ということになっているからであろう。いずれにせよ、この点が、国家独占資本主義下における独占資本の一般的な蓄積方式ともかかわって重要問題となっているのであり、地方政治、地域経済の基本的動向をも規定している根本問題なのである。

- (1) 中部経済連合会『中部経済一〇九年計画』、昭和三六年、四二〜四三ページ。
- (2) 同前書、九ページ。
- (3) 同前、九ページ参照。
- (4) 同前四二ページ。
- (5) 名古屋市『名古屋市将来計画基本要綱』、昭和三七年一月、四七ページ。
- (6) 同前書、四七〜五〇ページ参照。
- (7) 『臨海工業地帯造成公団要領』(運輸省港湾局・通産省企画局刊、昭和三四年八月)によると、地帯別埋立造成費は、中部三、五四一円、京浜五、八一八円、阪神五、二五五円、瀬戸内三、七四六円となっている。
- (8) 西部、荒子川、天白川の各工業地区の造成整理面積については、『名古屋市将来計画基本要綱』(前出)の一五〇〜一五一ページより抽出。

(三)

中京工業地帯の中枢をしめる愛知県が、「国民所得倍增計画」という高度経済成長政策に対応しながら発表したのは、『愛知県新地方計画』（昭和三七年八月）であった。この『新地方計画』も、より強力な工業誘致政策を展開するとともに、独占資本にたいして積極的に援助（利益奉仕）する姿勢を明らかにしている。

「既成四大工業地帯の一つである中京工業地帯はいまだ過大化現象を示しているのではなく、さらに発展の可能性を大きくもっていることを考慮するとき、本県下全体の経済発展は少くとも昭和四五年には四倍に拡大することが可能である」⁽¹⁾。

つまり、国民経済発展の推進力としての役割を愛知県はもち、したがって、この『新地方計画』は、「水政、交通などの産業基盤計画を作成するにあたって、将来の産業配置計画を基礎にしつつ、従来のあい路打開方式を改め、産業発展を促進するための先行投資方式を貫くことが必要である」⁽²⁾という観点に立つものであった。だから、この『新地方計画』は、既成の中京工業地帯における隘路打開というよりも、前年度に制定された新産業都市法と同様に高度経済成長という観点に立脚した先行投資型の開発であり、内容的には新規工業地帯の形成をめざすものであった。そのことは、「名古屋南部・西部・衣浦・東三河を中心とした臨海部の大規模な工業地帯が出現すると、第二次産業を主体とした産業の発展は画期的であり、それが起因となって産業全般の高い成長がもたらされる」⁽³⁾という文章によっても明らかである。ここにあるのは、いうまでもなく、工業誘致―産業立地

―関連企業の立地―地域経済の成長―地域所得の向上という拠点開発方式の論理である。

第1表 愛知県新地方計画の主要指標

項 目	単 位	基準年次 (31~ 33年度)	40年度	45年度	伸 び 率(%)		備考
					40年度	45年度	
総 人 口	100人	39,413	46,823	53,335	118.8	135.5	○
15～64歳	〃	25,549	34,487	40,271	135.0	157.6	
就 業 者 総 数	〃	18,618	25,682	29,767	137.9	159.9	
第1次産業	〃	4,370	3,430	2,940	78.5	67.3	
第2次産業	〃	7,314	12,179	14,985	166.5	204.9	
第3次産業	〃	6,934	10,073	11,842	145.3	170.8	
生 産 所 得	100万円	458,335	1,289,612	1,841,936	281.3	401.8	
第1次産業	〃	43,056	54,017	61,331	125.5	142.4	
第2次産業	〃	193,910	582,773	855,855	300.5	441.4	
第3次産業	〃	221,369	652,822	924,750	294.9	417.7	
就業者1人当たり 生産所得	円	246,178	502,146	618,785	204.0	251.4	※
県民個人消費支出	100万円	273,441	711,216	996,170	260.1	353.3	
同上1人当たり	円	69,378	151,895	181,151	218.9	261.1	
工 業 生 産 額	億 円	9,252	29,180	43,115	315.3	466.0	
農林水産業生産額	億 円	685	873	1,023	127.4	149.3	
県内貨物輸送	億トンキロ	45.0	—	154.3	—	342.9	
県内旅客輸送	億人キロ	93.0	—	360.8	—	388.0	
工業用電力需要	100万kW	5,874	13,283	20,438	226.1	347.9	
名古屋港輸出	億 円	680	1,720	2,560	252.9	376.5	
工業用水需要	100 m ³ /day	(33年度) 14,886	61,767	97,822	414.9	657.1	
内陸工業用地造成 (稼 動)	1,000 m ²	—	(36~40年度) 32,943	(36~45年度) 53,918	—	—	※
臨海工業用地造成 (稼 動)	〃	—	(36~40年度) 19,174	(36~45年度) 39,746	—	—	※

本表は『愛知県新地方計画概要』（昭和38年6月，愛知県，8ページ）を利用したが，数字については，『愛知県地方計画』I，（愛知県新地方計画委員会，昭和37年8月，9，11，12ページ）を検討し，杉野が訂正した。なお備考欄中の※印は，『概要』だけであり，○印は，杉野が付加したものである。

立命館経済学（第三十巻・第一号）

四二（四二）

ちなみにこの『新地方計画』の主要指標についてみると，第一表のようになる。

すでにみておいたことであるが，愛知県の所得・四・増計画遂行目標としての昭和四五年度における生産所得は，第一表でも四〇・一・八%となっております，そして第二次産業、第三次産業の伸び率も四〇%以上になっている。

ところで，昭和四五年度における工業用水需要は，この四〇%をはるかに上まわる六七・一%と

第2表 『愛知県新地方計画』における工業用地造成計画（業種別・年次別）

（単位：千 m²）

業 種	36～45年度	36～40年度	41～45年度
計	93,664	52,117	41,549
鉄 鋼	35,944	23,960	11,986
機 械	29,424	14,438	14,986
化 学	7,167	3,056	4,111
食 料	467	205	262
織 維	1,176	842	334
木 材	8,412	3,949	4,463
紙パルプ	6,066	4,185	1,881
窯 業	825	770	55
そ の 他	4,183	712	3,471

『愛知県新地方計画』I, 愛知県新地方計画委員会, 昭和37年8月, 11～12ページ。

なっており、これからみても、おそらくこの『新地方計画』達成の鍵は、この工業用水確保にあることが察せられるのである。だが、工業用水問題の検討は別の機会にゆずり、ここでは工業用地問題についてのみ検討していくことにしよう。

さて、第一表よりすれば、愛知県における工業用地造成は、昭和三六年の五一、〇〇〇（千平方米）を基準としつつ、内陸工業用地は、昭和四〇年度までに三三、九四三（千平方米）、同じく昭和四五年度までに五三、九一八（千平方米）を、また臨海工業用地も同じ目標年次で、それぞれ一九、一七四（千平方米）、三九、七四六（千平方米）、あわせて、四〇年度までに五二、一一七（千平方米）、四五年度までに九三、六六四（千平方米）という

広大な工業用地の造成を行なうことになっている。つまり、昭和三六年の五一、〇〇〇千平方米を基準にしたばあい、昭和四五年には、その二八三・七％、すなわち三倍に近い工業用地が、愛知県で新規に造成されるということになるのである。これを業種別、年次別にみると第二表のようになる。

この第二表からみると、昭和三六年度から四五年度にかけて、鉄鋼と機械とをあわせて六五、三六八千平方米の工業用地が造成され、これは全工業用地造成面積のおよそ七割弱にあたるものである。これをみてもわかるように愛知県の超高度経済成長政策が、旧来の繊維や食品等の消費財を中心とした中京工業地帯の即自的

第3表 愛知県臨海工業地帯産業配置構想表

	名古屋南部臨海工業地帯	名古屋西部臨海工業地帯	衣浦臨海工業地帯	東三河臨海工業地帯
工場用地	昭和40年までに1区から4区において、17,000千m ² におよぶ工業用地の埋立が完了。一区・二区は業種配置決定済。	全埋立計画のうち昭和45年までに約16,600千m ² が計画されている。	総埋立面積15,200千m ² におよぶ臨海工業地帯。	この臨海工業地帯は全体で約34,000千m ² に及び、昭和45年までに約12,000千m ² を埋立てる計画である。
配置計画業種	<ul style="list-style-type: none"> ①高炉による鉄鋼一貫の鉄鋼業 ②製鋼以外で圧延中心の鉄鋼業 ③特殊鋼・鋼管・鋳造・耐火煉瓦 ④鉄鋼化学 ⑤鉄鋼第一次加工工業 ⑥造船業 ⑦石油精製工業 ⑧石油化学工業 ⑨電力 ⑩都市ガス ⑪セメント工業 ⑫化学繊維工業 ⑬その他関連工業 	<ul style="list-style-type: none"> ①石油精製工業 ②石油化学工業 ③石油化学関連軽工業 ④窯業 ⑤合板など木材木製品工業 ⑥貯木場 	<p>西側</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鉄鉄・鋳物中心の鉄鋼業 ②鉄鋼関連工業 ③金属工業 ④電気機械器具工業 ⑤窯業(ガラス) ⑥輸送用機械工業 ⑦電力(火力) <p>東側</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鍛鋼・鋳鋼 ②一般機械 ③食料品加工工業 ④石油精製工業 ⑤石油化学工業 ⑥その他の加工工業 ⑦電力(火力) 	<ul style="list-style-type: none"> ①高炉をもつ鉄鋼一貫の鉄鋼業 ②鉄鋼第2次製錬 ③鉄鋼化学 ④造船業 ⑤重機械工業 ⑥輸送用機械工業 ⑦窯業(セメント加工) ⑧木材工業 ⑨電力 ⑩石油精製工業 ⑪石油化学工業 ⑫その他
特色	きわめて生産効率的高なマンモスコンビナートである。それは自由化政策に十分対処しうる規模と効率の生産工程が実施される。石油9号地は電力・石油を中心とするエネルギー基地。	典型的な単一原料工業としての石油精製工業地帯。四日市の石油化学コンビナートを大きく上回る10万バレル以上の能力を期待。	内陸部立地企業も含めて異なった業種が総合的に配置された中型臨海性工業地帯。	大規模な鉄鋼化学コンビナートの配置を計画する。石油精製と石油化学は昭和45年までには配置計画不可能。

立命館経済学(第三十卷・第一号)

『愛知県新地方計画』前出, II, p. 133~135. 杉野が作製。

四四(四四)

発展としてではなく、鉄鋼を中心とする重化学工業地帯を新規に造成するというものであり、中京工業地帯全体からみれば、産業構造の高度化を意図したものであることは、きわめて明白である。

ところで、この『新地方計画』では、愛知県における四つの臨海工業地帯における産業配置を、「先進諸国との国際的経済競争に耐えうる日本経済の業種と生産規模を考慮しつつ」⁽⁴⁾策定したとっており、ここにもたんに愛知県だけの経済発展ではなく、日本経済の発展を担う独占資本の蓄積論理をも考慮したものとなっているのである。

ここで、愛知県における臨海工業

地帯の産業配置がどのように構想されていたかを示せば、第三表のようになる。

日本資本主義の高度経済成長と産業構造の重化学工業化政策は、まさしくこの愛知県の『新地方計画』において如実にあらわれ、大規模な臨海工業用地の造成を基礎に、鉄鋼一貫の製鉄所をはじめ、石油精製、石油化学工業の建設は、近代的コンビナートとしての姿をこの地上にあらわすことになるのである。

しかも、この愛知県の四つの臨海工業地帯においては、「名古屋南部と東三河の鉄鋼一貫鉄鋼業とその鉄鋼コンビナートが成立しうる。次に、石油精製と石油化学コンビナートは、名古屋南部と西部の臨海工業地帯と衣浦

第4表 昭和45年における愛知県の工業用地(付工業用水)需要見込 (単位:1,000 m²)

	名古屋・尾張地域			西三河・衣浦臨海地域			東三河臨海地域			総計			
	総数	臨海部		内陸部	総数	臨海部		内陸部	総数		臨海部		内陸部
		埋立造成	稼動用地			内陸部	臨海部				内陸部	総数	
総数	84,114 (61,685)	17,000 南部 16,600 西部	15,000 10,613	50,514 (36,072)	34,470 (23,763)	15,200 (10,173)	19,270 (13,590)	17,980 (8,216)	12,000 (3,960)	5,980 (4,256)	136,564		
36~40年度	55,724 (34,832)	南部 17,000 西部 7,400	10,320 2,188	31,324 (22,324)	18,710 (12,862)	7,700 (5,115)	11,010 (7,747)	7,010 (4,413)	3,000 (1,551)	4,010 (2,862)	81,444		
41~46年度	28,390 (26,853)	南部 — 西部 9,200	4,680 8,425	19,190 (13,748)	15,760 (10,901)	7,500 (5,058)	8,260 (5,843)	10,970 (3,803)	9,000 (2,409)	1,970 (1,394)	55,120		
45年度	87,97m ³ /秒	33.31m ³ /秒	54.66m ³ /秒	19.31m ³ /秒	7.27m ³ /秒	12.04m ³ /秒	5.94m ³ /秒	2.95m ³ /秒	2.99m ³ /秒	113.22m ³ /秒			

(原注) () 内は稼動用地面積を表わす。
『新地方計画』II, p.175, 204, 205, 228ページ。

東部に配置されることとなる。それらがそれぞれの内陸部工業地帯に対して基幹産業としての重化学工業地帯を形成することとなる。⁽⁵⁾ というような構想であったのである。

こうした構想にもとづいて、四つの臨海工業地帯の年次的造成計画に対応した需要見込が考えられていくことになるが、愛知県のそれは次の第四表のようなものであった。

かくして、第四表の需要をそのまま見込むならば昭和四五年年度の愛知県では、臨海部および内陸部をあわせて、およそ一億三六五六万平方メートルの工業用地が必要となる。ところで昭和三年の『愛知県地方計画書』によれば、

「愛知県の工業適地としては、内陸部に……六一二万坪、……臨海工業埋立造成地として一、八〇四万坪がある⁽⁶⁾。」とされている。これを合計すると二、四二六万坪、すなわち七、九七三万平方メートルである。つまり、『愛知県地方計画書』にもとづくかぎりでは、五、六八三万平方メートルの用地不足を生じるので、『新地方計画』では九、三六六万平方メートルの造成計画へと変更されている。これでも昭和四五年年度の工業用地需要には不足するが、少くとも計画上は約一、四〇〇万平方メートルの上乗せをしているのである。これが、高度経済成長政策に対応した愛知県の地方計画目標の変化であり、同時にそれは鉄鋼および石油精製・石油化学の臨海コンビナートを基軸としながら、名古屋内陸部をはじめ、小牧・春日井地区、一宮・瀬戸あるいは西三河の豊田・刈谷・岡崎、さらには東三河の二川や新城地区、渥美半島部などの内陸工業地区への立地波及効果を意図したものであったことはいうまでもない。

さて、この『新地方計画』の中間時点である昭和三九年までの工業用地の取得状況はどのようになっていたであろうか。工業用地の取得はこの間において約四千万平方メートル、工業用地の増加率は一七八％である。これは内

第5表 愛知県における業種別工業用地需用状況

	単 位	基準年次 (A)	36年度	37年度	38年度	39年度 (B)	B - A
需 用 量	1,000m ²	51,233 (100)	67,480 (132)	75,814 (148)	89,445 (175)	91,275 (178)	40,042
鉄 鋼	〃	4,830 (100)	9,332 (194)	10,462 (217)	16,519 (343)	16,790 (348)	11,960
機 械	〃	10,598 (100)	18,399 (174)	22,416 (212)	23,536 (222)	23,581 (223)	12,983
化 学	〃	4,016 (100)	5,639 (140)	6,293 (157)	10,232 (255)	10,650 (265)	6,634
食 料	〃	3,219 (100)	3,379 (105)	3,541 (110)	3,718 (216)	3,775 (273)	556
織 維	〃	17,594 (100)	18,474 (105)	19,560 (111)	20,475 (116)	20,482 (116)	2,888
木 材	〃	2,939 (100)	3,086 (105)	3,232 (110)	3,393 (116)	3,427 (117)	488
紙 パ	〃	1,936 (100)	2,484 (128)	2,805 (145)	2,906 (150)	2,980 (154)	1,044
窯 業	〃	5,302 (100)	5,418 (102)	6,065 (114)	6,892 (130)	7,287 (137)	1,985
そ の 他	〃	799 (100)	1,269 (159)	1,440 (180)	1,774 (222)	2,303 (288)	1,504

中京工業地帯と工業用地問題(下)(杉野)

『計画目標の達成状況』(愛知県新地方計画, 昭和41・42年度実施要綱) 昭和41年9月, 24~25ページ。
()の数字は基準年次からみた達成率で杉野が作製した。

陸部および臨海部を合わせた昭和四〇年度目標の約五二〇〇万平方メートルに対しておよそ七七%の達成率である。次の第五表はその業種別実態である。

第五表からわかることは、鉄鋼の三四八%をはじめ、機械工業二二三%、化学二六五%、「食料」の二七三%という増加率は、平均の一七八%をはるかに超えているということである。「食料」を除けば、まさしく重化学工業中心の工業用地取得であることは、ここでもあらわれている。数量的にみれば、機械が約一三〇〇万平方メートル、鉄鋼が約一二〇〇万平方メートルを抜き、それに化学が約六六〇万平方メートルで続くというかたちとなり、率としては高かった「食料」は僅かに五五万平方メートルでしかない。これをみれば、高度経済成長の前期における愛知県の用地取得が重化学工業にきわめて特化したものであったことがわかるであろう。

ところで、『愛知県地方計画書』(昭和三三年)に

第6表 計画年次における業種別
工業用地需要状況(単位:千m²)

		昭和40年度 目標	昭和39年ま での需要	達成率
鉄	鋼	23,960	11,960	49.9
機	械	14,438	12,983	89.9
化	学	3,056	6,634	217.1
食	料	205	556	271.2
織	維	842	2,888	343.0
木	材	3,949	488	12.4
紙	パ	4,185	1,044	24.9
窯	業	770	1,985	257.8
そ	の他	712	1,504	211.2
計		52,117	40,042	76.8

よる昭和四〇年度目標とくらべてみると、
いったいどうであらうか。それをまとめ
てみたのが第六表である。

第六表をみると、計画と現実とのあい
だに大きなギャップが生じていることが
わかるであろう。つまり、鉄鋼や機械は
かなり大規模な用地取得をしたにもかか
わらず、目標達成率からすれば、それぞ

立地状況の年次推移

 (単位:件・m²)

38		39		40		41		計	
46	607,287	10	103,628	22	583,758	21	324,407	319	6,657,094
31	549,429	13	114,009	13	274,732	7	83,589	139	3,284,900
14	166,916	8	63,695	10	69,810	5	38,064	95	1,184,698
28	295,503	9	89,178	12	147,085	16	501,388	165	2,736,120
5	3,273,200	2	1,061,000	—	—	8	1,501,463	25	14,903,544
33	3,568,703	11	1,150,178	12	147,085	24	2,002,851	190	17,639,664
33	758,138	14	137,073	12	116,630	14	161,466	144	3,226,508
2	590,648	1	248,381	1	66,116	—	—	7	1,332,782
35	1,348,786	15	385,454	13	182,746	14	161,466	151	4,559,290
19	1,039,584	7	74,705	12	925,210	10	308,638	126	5,148,441
12	234,349	17	190,183	8	81,438	10	105,867	71	1,720,135
17	382,875	7	93,287	8	89,542	7	113,090	91	3,177,611
200	4,034,081	85	865,758	97	2,288,205	90	1,636,509	1,150	27,135,507
7	3,863,848	3	1,309,381	1	66,116	8	1,501,463	32	16,236,326
207	7,897,929	88	2,175,139	98	2,354,321	98	3,137,972	1,182	43,371,833

れ五〇%と九〇%であり、目標を達成して
いない。別の表現をすれば、この両業
種については余りにも高く目標を設定し
すぎたということができよう。おなじこ
とは、木材や紙パについてもあてはまる。
それにくらべて、食料、繊維、窯業は計
画が低すぎたのか、いずれも二五〇%以
上の目標を達成するという現象が生じて
いる。このことは、資本主義体制下にお
ける計画目標の「いい加減さ」を雄弁に
物語っているといっても過言ではあるま
い。

いずれにせよ、全体としてみれば、昭
和四〇年度目標に対して、その達成率は
七七%弱であったということは問題とし
て残るところである。では、なぜ達成し
えなかったのか、その原因はどこにあっ

中京工業地帯と工業用地問題（下）（杉野）

第7表 愛知県における地区別

年次		昭和 34		35		36		37	
地区									
尾張北部	陸	50	1,553,358	56	1,205,423	79	1,819,586	35	457,647
尾張南部	陸	6	264,040	21	813,999	36	1,084,235	12	100,867
海部	陸	3	87,068	12	105,170	33	579,775	10	74,200
名古屋	陸	24	553,289	42	617,373	26	430,315	8	101,989
	海	1	5,940,000	—	—	8	3,105,881	1	22,000
	計	25	6,493,289	42	617,373	34	3,536,196	9	123,989
知多衣浦	陸	7	143,141	19	915,396	33	870,957	12	123,707
	海	—	—	—	—	1	97,058	2	330,579
	計	7	143,141	19	915,396	34	968,015	14	454,286
豊田	陸	21	918,594	28	822,912	26	1,042,964	3	15,834
西三河	陸	2	16,935	8	695,331	12	375,512	2	20,520
東三河	陸	—	—	11	1,181,180	28	1,003,240	13	314,397
合計	陸	113	3,538,425	197	6,356,784	273	7,206,584	95	1,209,161
	海	1	5,940,000	—	—	9	3,202,939	3	352,579
	計	114	9,478,425	197	6,356,784	282	10,409,523	98	1,561,740

『愛知用水史』愛知用水公団，昭和43年，68，69ページ。

たのか、その点を明らかにしておきたい。

愛知県新地方計画推進協議会は、この点について次のように指摘している。

まず用地需要の動向として、「三八年後半からの経済の停滞は、四〇年に入ってもこの傾向が続き新規設備投資の手控えや延期がみられ、用地需要も大幅に減退してきている。」と捉え、そしてとくに問題点として「用地価格の高騰は新規需要の伸びなやみの一因ともなっており、今後の工業開発にとって計画的な臨海内陸の用地造成が要請される。」⁽⁸⁾というところが指摘されているのである。

この指摘が意味するところは大きい。つまり、昭和三四年頃の中京工業地帯は日本における四大工業地帯のうちでも工業開発の可能性をもっとも残している「若い工業地帯」⁽⁹⁾といわれたが、その大きな要因として、内陸部において相当の工場適地があり、また臨海工業用地を造成するに適した海面が名古屋南部から知多半島にかけての地域に相当にあったからである。したがって、日本資本主義の高度経済成長期における重化学工業化をまさに背負う工業地帯として大いに期待されたし、また愛知県もまたそのような全国的視点から昭和三三年以降、中京圏における重化学工業化を積極的に推進したのであった。ちなみに、この高度経済成長期における愛知県の地区別工業立地状況は第七表のとおりである。

この第七表をみればわかるように、昭和三四年から昭和四一年までの期間中、愛知県では、一、一八二件の企業立地と、四、三三七万平方米の工業用地取得がおこなわれている。そのうち名古屋の臨海埋立地が一、四九〇万平方米(三四%)であり、豊田市における自動車工業の立地が主要内容である約五〇〇万平方米と合計すると、二、〇〇〇万平方米で、愛知県全体の約半分をしめることになる。全体的趨勢からみると、昭和三四年から三八

年にかけては、年度内に一千万平方メートルをこえる年もあって、用地取得は驚異的ともいえる様相を示しているが、それ以後の工業用地取得は二〇〇〇〜三〇〇〇万平方メートル程でどちらかといえば停滞傾向を示している。もとより、用地取得で二〇〇〇〜三〇〇〇万平方メートルという数字は決して小さなものではないが、工業用地が容易に取得できないという現実的状况をある程度示唆しているということもできよう。そして、さきの愛知県新地方計画推進協議会の文章にもみられたように、昭和四〇年代になって工業「用地価格の高騰」ということが、この愛知県でもきかれるようになったということは、たんに中京工業地帯のみならず、他の三大工業地帯においても、もはや大規模でかつ安価な工業用地の取得が困難になってきたということを意味するのである。それと同時に独占資本の工業立地上の切実な問題として、換言すれば資本蓄積上の隘路として、大規模でかつ「安価な」工業用地の取得が困難になってきたということの意味するのである。

- (1) 愛知県、『愛知県新地方計画』Ⅰ、昭和三十七年八月、三ページ。
- (2) 同前。
- (3) 同前書、六ページ。
- (4) 同前書、Ⅱ、一三三ページ。
- (5) 同前書、Ⅱ、一三五ページ。
- (6) 愛知県、『愛知県地方計画書』、昭和三十三年、Ⅰ巻、九五ページ。
- (7) 愛知県新地方計画推進協議会、『昭和四一・四二年度実施要綱』、昭和四十一年九月、七六ページ。
- (8) 同前。
- (9) 山本正雄『日本の工業地帯』、岩波新書、昭和三十四年、一〇二ページ。

(四)

昭和三四年から昭和四一年にかけて、とくに昭和三五年以降、名古屋市周辺地域における工業化の波は最高潮となる。

「昭和三五年から建設を始めた名古屋南部臨海工業地帯の第一区および第二区には、現在東海製鉄を中心として、愛知製鋼と大同製鋼の新鋭工場が建設され、銑鉄から特殊鋼までの製鉄、製鋼コンビナートが完成されようとしている。……さらに従来はトヨタ自工一社しか存在しなかった豊田市とその周辺には、多数の関連部品工業が集積しつつある。そのために従来純農村であった豊田市周辺の高岡町や三好町にまで急速に工業化が波及している。また名古屋市の北方、小牧市、春日井市、犬山市には、中小企業が新しい工業立地を求めて多数進出している。また名古屋市南部の工業地帯と刈谷との中間に位置する大府町の工業都市としての発展ぶりもめざましい。これらの内陸工業地帯が、将来東名高速道路や、現在建設中の国鉄岡多線の完成によって連結されると、愛知県の内陸部の工業開発は飛躍的に発展するものと予想される。⁽¹⁾」

愛知県の工業化は前述のようにすさまじいものであった。このすさまじさは別の資料によっても知ることができる。次の表は、昭和三六年から四一年の五年間における工場立地件数の全国的な状況をみたものである。

この第八表について多くを語ることはない。ただ、昭和三六年から昭和四一年にかけて、愛知県における立地件数は三一六件で、全国第一位であること、第二位の大阪(二七一件)、第三位の埼玉(一五六件)を大巾に引きはなしているということ、その二点がわかりさえすればよい。つまり、愛知県における工業立地のすさまじさが、この資料によっても明らかにされたのである。

さらにもう一つだけつけ加えておこう。ひとしく愛知県における立地といっても、内陸部と臨海部とはかな

第8表 高度経済成長期における工場立地動向

都道府県別	立地件数		都道府県別	立地件数		都道府県別	立地件数	
	5年間	1年間		5年間	1年間		5年間	1年間
北海道	103	25	富山	28	7	山口	71	39
青森	11	3	石川	31	9	鳥取	25	4
岩手	12	3	福井	14	5	島根	8	1
宮城	32	14	長野	37	10	徳島	13	7
秋田	19	2	岐阜	61	16	愛媛	20	5
山形	18	7	静岡	83	22	高知	2	0
山福	64	18	愛知	316	66	香川	17	8
埼千	156	53	三重	52	26	福岡	78	21
千葉	104	29	京都	33	11	佐賀	27	5
東京	26	7	大阪	171	48	宮崎	17	3
神奈川	135	38	兵庫	87	36	鹿児島	10	6
茨城	72	18	滋賀	82	14	長崎	23	6
栃木	32	21	奈良	31	10	熊本	12	5
群馬	42	9	和歌山	13	6	大分	18	7
山梨	8	0	岡山	65	18	(合計)	2,390	695
新潟	25	11	広島	86	16			

(原注)「最近の工場立地動向について」(名古屋通産局43年1月)による。敷地面積 9,000 m² 以上または建築面積 3,000 m² 以上の工場, 事業場。5年間とは昭和36年9月~41年9月, 1年間とは昭和41年10月~42年10月の期間。

(注)「名古屋市将来計画・基本計画」昭和43年。

りの差異があるということである。

昭和三十一年から昭和三十九年にかけて愛知県に立地した企業は新設で一、一七七企業、増設で一〇八企業であり、その敷地面積は内陸・臨海あわせておよそ四、三〇〇万平方メートルに達している。ところで、内陸部に立地した企業は新増設あわせて一、二六〇企業、敷地面積はおよそ二、九三二万平方メートル、一企業あたり二万三千平方メートルであるのに対し、臨海部に立地した企業数は新増設あわせて僅かに二五企業、その敷地面積は約一、三七九万平方メートル、一企業あたり五五万平方メートルである。つまり、臨海部に立地してきた企業は、一企業あたり五五万平方メートルという大規模性をもつ独占的大企業なのである。(2)このことは、すでに臨海部への立地をあらかじめ、大企業に限定していた愛知県や名古屋市の誘致政策を思い起こしてみると興味深いものがある。

中京工業地帯と工業用地問題(下)(杉野)

しかし問題はそこにあるのではない。高度経済成長期に立地した全国の企業数のうち、一割をはるかに超える企業が愛知県に集中的に立地したこと、臨海部においては巨大工業が立地したこと、これらのことが、愛知県内で、とりわけ名古屋市における地域住民に深刻な影響を与えずにはおかなかったのである。

昭和四三年に出された『名古屋市将来計画・基本計画』では、「三〇年代後期から四〇年にかけて顕著になった都市問題——交通災害、大気・水の汚染、ごみ処理や住宅の問題、経済的繁栄の陰にかくれた貧困の問題に対する反省とその対策を付加したもの」といわれるだけに、工業立地問題それ自体については余り多くふれていない。

だが、集中的工業立地の反省という点では次の文章がその内容をよくあらわしている。

「本市は従来から中京工業地帯の中心都市として、中川運河の開き、名古屋港を取りまく臨海工業地帯の整備など工業地の積極的な開発をはかり、内陸部においても各所に工業地を形成し、工業生産の面で飛躍的な成長をとげてきた。とくに臨海工業地帯の近年の発展にはめざましいものがある。

しかし、内陸部においては、とくに都心地域に近接している既存の工業地帯で騒音・ばい煙等による公害問題をひきおこしており、公害発生工場と住居との分離は住環境の保全という面からだけではなく、生産活動の面からも解決されなければならぬ重要な課題となっている」。

この文章は公害防止ということを中心視点にすえて記されたものであるが、企業の生産活動との関連では、なおあいまいな点が残されている。つまり公害対策ということはともかく、これを口実としながら、なお独占資本の蓄積に手を貸そうとする市の姿勢がみられるからである。臨海工業地帯の立地計画構想にかかわって、その点を具体的に指摘しよう。

「臨海工業地は国道一号線以南、東海道線以西の比較的工場の集団化した地域および工場の適地であつて、今後積極的に工業市街地として整備されるべき地区とする。名古屋港臨海工業地帯のうち南部地区は臨海一般工業地とし、鉄鋼・石油などの重化学工業を主体とする臨海性装置産業の立地をはかるとともに、公害防止を配慮しつつ背後地には関連産業を誘致しコンビナート化をはかるものとする。また西部地区は臨海工業地とし、木材港を中心に家具合板など木材関連工業の立地を誘導する。以上のほか荒子・南陽・飛鳥などの地区は、中小工業を主体とする軽工業地として業種ごとあるいは一連の生産工程ごとに集団的に収容するものとし、緩衝緑地帯などを配置・整備し、内陸部の住宅地または商業地に混在する工場の集団的移転をすすめるものとする。」⁽⁵⁾

ここでは、この文章がもともと「土地利用計画」という項目のもとに書かれているということもあって、造成した工業用地の利用計画が展開されているにすぎない。だが、土地利用計画の確定化は、もしそれが独占資本の立地を中心に作製されたものであれば、それは独占資本の土地利用を合理化するだけでなく、この合理化を理由に、独占資本は新規に工業を立地させるばあいには、立地諸条件にたいするきわめて有利な諸措置を強力に要求することができるようになる。つまり、工業用地の譲渡、価格の引き下げ、周辺産業道路および港湾、鉄道などの整備拡充、工業用水道の建設と用水価格の引き下げ、固定資産税の免除や減免、さらには工場予定地周辺に公園や緑地などの建設と管理、病院や保育所、学校などの新增設までも要求するようになる。そしてこれらのことが、独占資本にとって、その直接・間接的な出費を減少させ、国家独占や地方公共団体の行財政を利用した資本蓄積を合法的に遂行できるようにするのである。ここに資本主義社会における土地利用計画のもつ特殊歴史的な性格、つまり独占資本の利益擁護という一つの性格がある。⁽⁶⁾ いわば、資本制下における土地利用計画のもつ階級的な性格を正しく認識しておく必要があるのである。

そこで、この『名古屋市将来計画・基本計画』の産業配置計画がどうなっているかを検討していくことにしよう。

「南部地区は臨海一般工業地とし、鉄鋼・石油などの重化学工業を主体とする臨海性装置産業の立地をはかる」というとき、この地区は、明確に独占資本の独占的土地利用を認めたことになる。なぜなら、中小資本では、製鉄や石油精製などの諸施設を建設するだけの資金調達能力をもたないからである。

西地区には「木材関連工業の立地を誘導する。」とあるが、これは市街地における木材関連工業を移転させるという目的とも関連させた計画であろう。またこの西地区における地耐力が極めて弱い⁽⁷⁾という自然的条件をも勘案したものであることはまづまちがいない。その当否はともかく、この埋立造成地を買収しうる企業は、それが消費財産業であるとはいえ、相当の資金を必要とするであろう。一般に木材加工産業では、六大銀行グループや他の巨大産業との資本系列関係がない企業が多いのであるが、それでも用地買収資金をなんらかのかたちで、たとえば内部留保等によって自己調達しうるとすれば、それなりの過去からの資本蓄積実績があつてはじめて可能となることであろう。あるいは企業近代化しうるだけの実績と能力が融資関係機関に見込まれるということでもなければ、そうした資金を調達することは不可能であろう。それだけに独占資本以外のアウトサイダーや小零細企業ではとてもここに立地することは困難であろう。とすれば、この西部地区もなんらかのかたちで、たとえば資金や市場関係で、すなわち下請関係や協力会社として、独占資本につながる諸工業(ここでは木材関連企業)の土地利用になるのではないかとみることもできる。この点の具体的な分析はあとで試みることにしよう。

荒子・南陽・飛鳥などの地区については、「中小工業を主体とする軽工業地として……集团的に収容」し、あ

わけて「内陸部の住宅地または商業地に混在する工場の集团的移転をすすめる」となっている。

もとより、資本制生産に特有の無政府的な立地は、住工混在地区を籓出させるが、企業、とりわけ独占資本によって収奪されている中小零細企業は、商品生産にとって直接的には不必要な経費を、あえて支出するだけの資金的余裕はなく、必然的に騒音や煤煙をはじめガス、汚水、有毒物質などの排出という公害を直接的なかたちで当該地域におよぼすことになる。こうした公害に対する対策として、工場をそうした住居・商業地域から新しい土地へ移転することが考えられるが、公害発生の根本原因をなくしていないのであるから、それだけでは問題の根本的な解決にはならないことは自明であろう。すなわち、公害対策としての住工分離は、一定の意味をもつとはいえ、資本制生産を前提とするかぎり、問題の発生を一時的にひきのばし、場所的にこれを移転させるだけにすぎない。

だが、われわれがここで問題としているのは公害対策ではない。またこれらの中小工場が移転した跡地利用の問題でもない。これらの問題は別の機会にとり扱うことになるが、ここではあくまでも工業立地問題をとり扱うことにする。したがってここでは、工業立地に関連して、中小企業と独占資本とがどういう経済関係をとり結ぶかということの問題としたい。

まず、新規工業用地に集団立地できる中小企業が、資本関係からみてどのような性格のものであるかを検討しておく必要がある。すでにこのことはさきにもふれておいたように、近代化された中小企業、すなわち国際競争力をもつ独占資本の要請に応えられる業績と能力をもった中小企業、独占資本と下請関係や協力関係をもった中小企業、あるいはそうした関係をもちうるべく努力する中小企業ということである。したがって中小企業の集団

立地、あるいは中小工業団地の形成ということは、中小企業の近代化を集团的にかつ一挙に行なうということがその内実となる。

とはいえ、独占資本が主導する工業立地政策一般という視角からすれば、問題の核心は別のところにある。

すなわち中小企業の集团的立地は、そこに立地してきた企業がこれまで独占資本と一定の関係があるうとなかろうと、独占資本がその中小企業を全体的に、あるいは部分的に支配し、利用していくことである。もっと正確に云えば、中小企業が立地によって得た超過利潤を独占資本が再収奪するということなのである。すなわち、地方公共団体の行財政によって集团的に立地してきた企業は、たとえそれが中小企業であろうと、道路、鉄道、港湾などの運輸条件は公園緑地の存在をはじめ公害対策費の減少等々、そうした立地諸条件の有利さが、費用価格を低下せしめ、それ自体としていえば、特別剰余価値 \parallel 超過利潤を獲得することになる。ところが、独占資本は、中小企業がこうして得た超過利潤を今度は系列関係や協力関係を新らしく作りだすことによって収奪していくのである。こうしたメカニズムを地域的につくりあげるのが、地方公共団体の行財政力を使った中小企業の集团的立地政策なのである。そして、それは国家独占資本主義における収奪構造の一環をなしているのである。

だが、ここで肝心なことは、中小企業の集団立地は、それ自体として独占資本の収奪対象となり、またそのよなものとして集団立地させる(事務担当者が意識するしなにかかわらず)のであるが、また逆の関係も生みだすということである。

すなわち同一地域に集団立地した中小企業は、その地縁的な関係を生みだし、やがては独占資本との経済関係

をはじめその他の諸関係も相互に明らかにすることになり、これまで相互に独立し、かつ対立していた中小企業のあいだに、独占資本にたいしては一定の協調関係をもつ可能性を同時につくりだす。

この協調関係は、独占資本に対する協力会社団体として組織されることが多いが、他面、独占資本に対して、下請業務の計画的発注、製品納期の延長、品質管理検査の民主化、下請価格のつりあげ、手形サイトの短縮化などの統一要求をだす組織に転化する可能性をもっているというのである。つまり、中小企業の集团的立地は、独占資本に対する協力関係を一層促進することになるか、それとも独占資本に対して中小企業の利益を確保するための強力な交渉組織にもなるという両側面をもっているのである。

こうした問題はともかく、昭和四三年の『名古屋市将来計画・基本計画』では、そうした問題にはならぬることなく、いたずらに独占資本の利潤追求を促進させる役割をはたそうとするものであった。つまり、臨海工業地帯における重化学工業化というその具体的内容は、名古屋市の行財政をば独占資本の手に握らせながら、なおこれを促進しようというものであり、それだけに都市問題に対する一定の反省とは、まさに逆の方向、つまり都市部においてどのような資本蓄積をしていくかという反省だったのである。

- (1) 愛知県『工業化に伴う地域社会の経済的・社会的変動に関する調査』、昭和三九年、二ページ。
- (2) 企業立地およびその敷地面積に関連する一連の数字は、『中京広域都市圏の地域構造(その四)』(第四編中京広域都市圏における工業の地域構造)、昭和四二年七月、愛知県、五二ページによる。
- (3) 名古屋市、『名古屋短期計画(昭和五〇〜五二年度)』、昭和五〇年一月、一ページ。
- (4) 名古屋市、『名古屋市将来計画・基本計画』、昭和四三年、四五ページ。
- (5) 同前、四五〜四六ページ。

(6) 土地利用計画が、独占資本の蓄積運動を阻害させることもできるという他の性格を見落してはならない。

(7) ちなみに、西南部埋立地区は沖積層基底深度（N値Ⅱ二〇～三〇）は、平均二五メートル程度である。表四（名古屋埋立地区の地耐力）、『立命館経済学』第二十九巻第五号、昭和五五年、一六五ページ参照のこと。

(四)

昭和四三年六月に発表された『中部圏基本開発整備計画』では、きわめて抽象的であるが、工業用地造成との関連で、公害対策、農業との調整、自然景観の保全などについてふれているが、それでも基調はあくまでも国際競争力をもつ大工場の建設を前提とした大規模工業用地の造成である。

「工業の著しい発展に伴い必要な新規工業用地は、合理的な土地利用計画に基づき、地域の特性に応じた工業開発を目的に造成を推進するものとする。臨海工業用地については、主要な港湾を中心とする地域において国際競争にそなえるべき臨海性大規模工場の立地を想定し、とくに、既成工業地帯の公害発生に対し、十分配慮して工場用地を造成するものとする。」

内陸工場用地については、農業との調整、自然景観の保全等を配慮して、秩序ある工場用地造成を推進するものとする。⁽¹⁾

こうした逆行的方向での反省は、昭和四五年一月に発表された『第三次愛知県地方計画』でも、一貫したかたちでみうけられる。もともとこの『第三次愛知県地方計画』は、「新全国総合開発計画」をふまえて作製されたもので、計画期間も昭和六〇年度までの一六ヶ年とする長期構想であった。

ところで、その理念は人間尊重をふまえた「快適で豊かな生活と生産の場の形成」⁽²⁾と当時の桑原愛知県知事も云うように、社会福祉の増進が前面に出されている。

しかしながら、その土地利用計画をみると、昭和六〇年度までに愛知県全体で一〇、七九〇ヘクタールの工業用地需要があるとし、依然として工業開発政策の色彩が濃いものである。これを地域的にみると、そのうちの七、九〇〇ヘクタールが名古屋大都市地域に、そして二、八〇〇ヘクタールが東三河都市地域に、そして残りの九〇ヘクタールが三河山間地域に予定されている。そしてその内訳は内陸工業用地が六、四五〇ヘクタール、臨海工業用地が四、三四〇ヘクタールとなっている。⁽³⁾

さらに商業用地をも含めて運輸、倉庫その他の施設用地として八、二六〇ヘクタールが必要とされており、これを立地関係用地としてみるならば、超高度経済成長政策に照応した大規模な用地の造成が必要とされているのである。

そこで工業振興政策についてみれば、愛知県では昭和四〇年時点で二六、二三一億円であった工業出荷額を昭和六〇年には一四五、三六〇億円に、すなわち五・五倍に伸展させるというものであった。その担い手となる業種は、化学（八〇五）、機械（七六二）、鉄鋼（六三三）、木材（六二八）であり、括弧内の数字はいずれも昭和四〇年度を一〇〇として昭和六〇年度の工業出荷額の伸び率を示したものである。⁽⁴⁾

ところで、こうした諸工業の立地については、工業用地利用の大規模化、高密度利用化とあわせて地方分散がうたわれ、中間年度である昭和五〇年度までに工業用地面積三、七八九ヘクタール（稼働ベース）を次のように適正配置するものとされている。

「ア、臨海工業地帯については、すでに造成事業の進捗している名古屋南部および西部、衣浦、東三河の三臨海工業地帯で一、七四一haを昭和五〇年までに造成し、既計画事業をほぼ完了するものとし、工業配置にあたっては、公害調査結果を尊重した適正な業種配置を行ない公害防止に万全を期するものとする。

イ、内陸部については、昭和五〇年までは現在の工業立地動向にあまり変化はないものと考えられ、必要用地二、〇四八haは名古屋尾張地区四六%、西三河地区四一%、東三河地区一二%の割合で開発されるものと見込まれる。この場合、合理的土地利用をベースに住宅用地との混在を避けながら集団的に配置するものとする。

ウ、市街地の既存工場、特に住宅地、商業地等と混在する工場については、過密、公害防止の観点から移転分散を促進するものとし、工場適地への誘導策を講ずるものとする。

エ、工業の適正配置の実効性を確保するため公的機関による工業団地造成を積極的に推進するものとする。⁽⁵⁾

ここで注意しておくべきことは、いわゆる高度経済成長にもなつて各地で生じた公害問題や公害反対闘争が、この計画では明確に意識され、それを配慮した記述がなされているということである。すなわち、臨海工業地帯では「適正な業種配置」による公害防止、また内陸部では工業用地と住宅用地との混在を避けた工場の集団的配置、そして市街地の工場を移転分散させることなどがそれである。そして、こうした「公害防止」を理由に「公的機関による工業団地造成」が積極的に打ち出されているのである。

この点は重要である。なぜならここでいう「公的機関」とは、「県、市町村、日本住宅公団など」⁽⁶⁾であつて、市町村や県はともかく、地域住民の住宅を建設することが第一任務であり、資金運用もそのためになされている日本住宅公団に工業団地を造成させるということになっているからである。ここでは公的資金の運用が問題として浮びあがるが、日本住宅公団の業務として、「工業用地の造成」⁽⁷⁾がある以上、これ以上に議論を深めることを避けることにしたい。

問題を本筋へ戻そう。

われわれは、公害防止の手段として、業種選定や住工分離および工場移転などが、資本主義体制下という枠の中でも一定の有効性をもっていることを否定するつもりはない。しかし、ここではこの「公害防止」を利用しながら、私的な巨大企業⇨独占資本が「公共機関」の援助でもって工業用地を造成させようとしていることである。つまり、地方公共団体をはじめとする「公的機関」を利用しつつ、資本蓄積をいっそう押し進めようとしている点に問題があるのである。

そのことは次の文章で端的に表現されている。

「ア、工業用地の造成、工業用地の確保、工業の適正配置、公害防止等工業立地計画の実効性を確保するためのも最も根本的な施策は、工業用地の造成事業をはじめとする産業基盤整備事業を公的機関の手によって重点的に実施し、企業立地のため有利な条件をつくり出すことである。」(傍点—杉野)

この引用文で明らかのように、「企業立地のための有利な条件をつくり出す」という愛知県の基本姿勢が、独占資本の立地にたいして特別の優遇措置を講じ、かつその無政府的蓄積運動を援助することになるのである。こうした愛知県や名古屋市の大企業本位の工業誘致政策がもたらした必然的な結果は、昭和五〇年の段階において、市みずから認めるように次のような結果をもたらした。

「五カ年の実施計画策定後、四年を経過した今日、本市のかかえる都市問題はますます激化している。特にこの間の経済社会条件の変化は著しく、一昨年夏のドル・ショック、ひきつづき起った石油危機、諸物価の狂乱など、市民生活は、ますます不安におとしいれられている。また、産業関連資本に対する生活関連資本の絶対的なアンバランスをはじめ、市民意識

の変化・多様化などにより、行政需要に対応する大都市財源は悪化し、今や、地方自治は三割自治どころか、それを下まわる窮状に追いこまれている。」

こうした事態をふまえた名古屋市は、「さきに策定した5カ年の実施計画を根本的に洗いなおし、緊急を要する諸問題の解決に主眼を置き、昭和五〇年度を初年度とする短期三カ年計画⁽¹⁰⁾」として『名古屋市短期計画、昭和五〇～五二年度』を策定する。

ところで、問題となっている工業開発や工業立地は、この『短期計画』ではどのようにとり扱われているであろうか。

「これまでの経済中心のまちづくりを反省し、生活優先、弱者優先、社会的公正の原則を中心にした施策を進める」という本山市長の「まえがき」にあるように、この『短期計画』には「工業開発」という項目はない。また「市民の経済」という箇所でも、その内容は「中小企業の振興、都市農業の振興、消費者の保護、勤労者の福祉⁽¹¹⁾」となっており、巨大企業の経済活動や工業立地にはふれられていない。ただし、「市街地の整備」という項目のなかで「工業地」について関説しており、そこでは名古屋市南部および西南部の臨海工業用地について次のようにふれられている。

「臨海部の工業地は、埋立地に重化学工業が立地しており、大気汚染をはじめとする各種公害の最大の発生源となっている。」⁽¹²⁾

さらに「市民の港」という項目のなかでは「埋立て事業」についてふれ、その現状と問題点を次のように指摘している。

「南部臨海地区においては、昭和三五年から土地造成事業に着手し現在、全体計画一、九三三haのうち九五%の進捗をみており、鉄鋼一貫工場を中心に電力、石油、化学、食品等の企業が立地し、名古屋南部工業地帯の拠点となっている。

西部臨海地区においては、昭和三八年から全体計画一、〇六七haの土地造成事業に着手し、現在九三%の進捗をみせ、すでに木材港を中心とした木材工業団地、コンテナ碼頭を中心とした港湾流通団地、さらには鋼材流通基地及び製紙、石油、電力等の企業が立地している。

この地区は木材団地などのように本市の市街地内に立地していた既存企業の集約移転用地として整備が進められているが、商業的用地としての土地利用にも重点が置かれている。

さらに、今後の造成地は環境保全の面からも公園、運動場などのオープンスペースを多く取り入れていく必要がある⁽¹³⁾。」

これら二つの文章からすれば、「臨海部の工業地は、……各種公害の最大の発生源」という規定が、臨海部を専ら重化学工業用地として利用させることに消極ならしめ、公害対策として公園や運動場といったオープンスペースを取り入れるという発想につながっていくのであろうと推測される。

たしかに資本制生産様式のもとにおける巨大工業の立地とその活動によって、これが「各種公害の最大の発生源」となっていることは事実である。しかしながら、巨大工業の立地とその活動自体が公害の根本的発生源と規定することは正しくない。公害発生の原因はまさしく資本制生産様式そのものに内在するのであって、この点を忘れては、真の公害対策も真の地域振興政策も樹立・施行することはできない。その結果、工業開発それ自体が悪の代表のようにみなされ、せいぜい中小企業振興程度にとどめようという地方公共団体の消極的な地域振興政策となるのである。

だが、そうはいっても、現代の巨大工業の担い手は独占資本であり、独占資本の工業立地や工業活動にたいして、地方公共団体が規制することは、法制的にも、また経済的にも大きな困難が事実上ある。その困難をどう打

解していくかは、労働者階級を基軸とした地域住民が、独占資本にたいしてどう対処していくかという姿勢、その組織状況や運動状況によって多様に規定され、かつ変化していくものであろう。しかし、「公共性」を理念とする市の計画としては、たんに工業開発についてふれないという消極的な姿勢にとどまらず、多くの困難があるとはいえ、少くとも問題解決の方向性を打ち出すことが必要であらう。なぜならば、いかに資本制のもとにおける工業開発の害悪を否定しても、工業生産力の発展それ自体を否定することはできないからである。要は、非民主的な地方行財政による独占資本への奉仕政策を改め、地域住民の生活と健康をまもり発展させていくという地方自治の基本理念をふまえた工業開発政策を展開すればよいわけである。

地元からの雇用促進、適正な労働条件と地域最低賃金の底上げ、適正な用地・用水、エネルギー等の譲渡・供給価格の設定、地元企業に対する適正な下請価格と適正な条件にもとづく発注、巨大企業にたいする各種優遇措置の撤廃、民主的な課税の実施、公害対策の完全実施、適正な製品価格の設定、などなどの民主的規制をふまえた大工場の誘致がはからればよいわけである。

資本主義体制の全般的危機の段階においては、労働者階級を中心とした農民・中小企業たちの広汎かつ組織的闘争が高揚する社会的条件は成熟している。この社会的条件の成熟とともに、巨大企業にたいする特別の優遇措置を廃止し、企業行動についても民主的な規制を加えていくような、地方公共団体の民主的誘致政策が、国民経済的視点をふまえるなかで、策定され施行されていく条件も次第に現実化しつつあるのである。

(1) 『中部圏基本開発整備計画』、中部圏開発整備協議会、昭和四三年六月、五四ページ。

(2) 『第3次愛知県地方計画』、第3次愛知県地方計画委員会、昭和四五年一月、「飛躍の時を迎えて」より。

- (3) 同前書、三四～三五ページ参照。
- (4) 同前書、一七七ページ参照。
- (5) 同前書、一八三～一八四ページ。
- (6) 同前書、三二九ページ。
- (7) 日本住宅公団法の第三一条(業務の範囲)の中には「工場等の用に供する宅地の造成」、「工業団地造成事業」が含まれている。
- (8) 『第3次愛知県地方計画』、前出、一八四ページ。
- (9) 名古屋市、『名古屋市短期計画』、昭和五〇～五二年度、昭和五〇年一月、一ページ。
- (10) 同前。
- (11) 同前書、七二ページ。
- (12) 同前、一八三ページ。
- (13) 同前、二一五ページ。